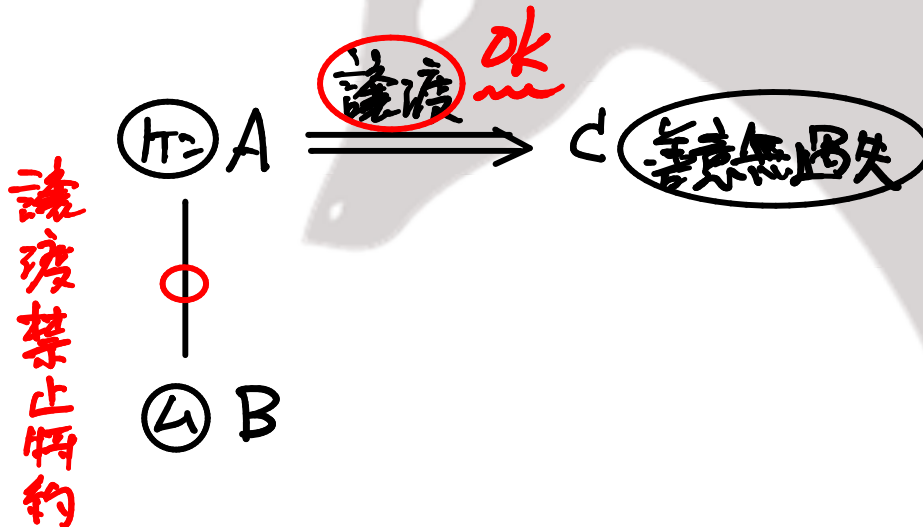


債権譲渡 宅建 H15-08-1 <<#725>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対して貸付金債権を有しており、Aはこの貸付金債権をCに対して譲渡した。貸付金債権に譲渡禁止特約が付いている場合で、Cが譲渡禁止特約の存在を過失なく知らないとき、BはCに対して債権譲渡が無効であると主張することができない。



【答え】 正しい

<<ポイント1>> 債権の譲渡性【★基礎必須】

1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(「譲渡制限の意思表示」)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。(民法 466 条 1 項、2 項)